

## 公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本方針

### (目的)

第一条 公立大学法人会津大学（以下「本法人」という。）は、本法人の理念と使命を実現するため、本法人で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する。

### (方針)

第二条 前条の目的を達するため、本法人は関連する法令等の遵守及び権利等に配慮するとともに、公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本規程（以下「対策基本規程」という。）及びその他の規程等の定めるところにより、以下の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 関連する規程・実施手順等の整備
- (3) 情報及び情報システムの保護
- (4) 情報システムや情報サービスの管理・運用
- (5) 情報セキュリティインシデントへの対処
- (6) 利用者への啓発・教育
- (7) (1)～(6)を含む情報セキュリティマネジメントの実施

### (義務)

第三条 本法人の保有する情報及び本法人で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の規程等を遵守しなければならない。

### (違反に対する措置)

第四条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の措置は、それぞれの規程に定めるところによるほか、その他、本法人が定める規程等に則って行う。

### (附 則)

この基本方針は、2021年4月1日から施行する。